

久寺邊より大豆田口町端まで、右町名唱分の儀、寛政七年二月御用番へも相届相改む。とありて寛政七年よりの事なりと聞ゆ。

○犀川堤防事略

源平盛衰記卷七に、越前・加賀兩國の間に四つの大河あり。應參の時洪水の爲に人多く損じければ、是は應の遠きゆゑなりとて、嵯峨天皇の御宇弘化十四年に上奏を経て、加賀國と定むとあり。右は類聚三代格卷五に載せられたる弘仁十四年二月三日太政官の議奏に、越前國守從四位下紀朝臣末成等解僞。加賀郡遠去國府。往還不便。雪零風起。難苦殊甚。加之途路之中有四大川。每遇洪水。經日難涉。人馬阻絕。動爲壅滯。又郡司郷長任意侵漁。民懷冤屈。路遠無訴。不堪深酷。逃散者衆云々。伏請別建一國。名曰加賀國者。とありて、水害の爲に越前の部内を割きて、加賀國を置かれたり。四大河は加賀の手取川に、越前の白鬼女・足羽船橋の三川との四大河ならんといへれど、犀川なども水害の一川ともいふべし。此の川はさせる大河にはあらずといへども、甚だ敷荒川にて水源遠からざるゆゑ、雪解甚だしく、

雨の時も出水速かにして横流する事、大河よりも甚だしいへり。されば加賀建國以前の上代は勿論、中古とても天正以前の亂世打繼きける頃など、堤防の手入方も行届かず。洪水毎に河水横流し、いかばかりの水害をなしたるやも知るべからず。今小立野と野田寺町との地景を見ても、其の間なる町地は都て河中なりし事知られけり。捨棄名官記に、昔は犀川二瀬に分れ、一瀬は今香林坊の橋下を流れ、殊に水深きに依りて船なども入りたり。然るを金澤の町地を廣く成さんが爲めに、坂井就安へ命ぜられ、犀川の上を掘りて一瀬となしけるに、俣川あせたり。依之中嶋をば町地と成したり。今の河原町是也。とあり。坂井就安は小瀬甫庵の長男にて、元和元年に利常卿召抱えられ、二百石を賜はり、寛永十五年に歿すと小瀬譜に見えれば、犀川川上の河中を掘りて一瀬となし、堤防を築き、河原をば町地となしたるは、元和年中の事なるべし。されば古川除は、此の時坂井就安が築かせたる堤防なること知られけり。或は曰ふ。昔此の川除町なる堤防を築きたる頃、本多氏先祖安房守政重の指圖にて、小立野の山土を運送せしめ、之を以

て築かしめられたり。山土は水害を防ぐものなる故なり。依りて今も古川除町地の井戸を掘るに、必ず赤き山土出づるといへり。一説には、今小立野の土取場は、即ち右川普請の時山土を取りたる地にて、古川除の山土は土取場邊より運送せし土なり。土取場の地名は此の時より起るとも、又物櫛堀出來の時よりの遺名なりともいへり。又今の川縁往來なる堤防は、川除町の堤防とは遙か後に築きたる故に新川除といへり。此の堤防は、明和二年の山伏寶高寺由緒書に、享保年中までは法然寺近邊まで川原にて、家建も甚だまばらなるを、享保十年比より新地子地と成り、追々町家を建て、今の如き町立出來すとあり。されば享保年中に、古川除の外なる河原に更に築出し、新川除の堤防を築き、古川除との間なる地面をば町地となし、町家を建てしめられしこと知られけり。是今いふ犀川川除なり。犀川の堤防は、もと既に洪水の爲め河中と成りにし地をば堤防にて防ぎ、町地となしけるがゆゑに、洪水の爲や、もすれば堤防を破壊し、町地へ横流して人家を損害する事、むかしより度々なりといへり。菅家見聞集に、寛文八年六月十一日夜

大雨、十二日朝六つ時下刻より犀川・淺野川洪水。犀川川除切れ、新堅町之上より水押出で、堅町を經、河原町に出で、町屋悉く水付く。此時川除に居住する家百餘軒流失、人多く死す。とありて、此の時櫻畑の下に小橋を初めて架けられしかど、右洪水にて押流し、川除裁許時目忠兵衛と云ふ者溺死せり。是より後にも水害の事度々なるべし。輓近天明三年七月十一日の洪水の事は、天明水難記に記載せらる。近くは明治七年七月七日及び同九年八月八日の洪水などの時も、川上藤棚の川除を破壊せしゆゑ、河水横流して川上の町々を經、新堅町・本堅町・大工町・河原町など水中と成りて、水害を蒙れり。是皆堤防の破壊せしゆゑ也。されば犀川の堤防は甚だ鄭重に念を入れ、嚴重にすべき事なりといへり。

○犀川小橋

此の橋梁は、明治廿三年の縣會に決議して、同年冬十二月より造營に取掛り、翌廿四年一月落成せしかば、十五日に縣知事見分せられ、渡初の略式あり。橋蓋を五間川中へ築出して架けたり。橋の長さ五十四間なり。按ずるに、此の